

## 令和4年度第1回青森市障がい者差別解消調整委員会 会議概要

開催日時 令和4年8月18日(木) 18:30～19:15

開催場所 青森市福祉増進センター(しあわせプラザ)3階 大会議室

出席委員 天野 高志委員、宇佐美 大輔委員、葛西 智賀子委員、桐原 郁子委員、  
工藤 史子委員、須藤 豊治委員、田中 尚樹委員、村田 麻奈美委員  
《計8名》

欠席委員 大川 郁子委員、小倉倫子委員、須藤 康彦委員《3名》

事務局 福祉部部長 福井 直文、福祉部次長 加福 拓志、  
障がい者支援課課長 竹谷 圭司、  
同課主幹 長谷川 治、同課主査 渡邊 和則、同課主事 工藤 真弓、  
同課主事 齊藤 大幸 《計7名》

### 会議次第

#### 1 開 会

福祉部部長あいさつ、事務局職員紹介

#### 2 組織会

(1) 委員紹介

(2) 委員長及び副委員長の選出

#### 3 事務局説明

(1) 青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例の概要について

(2) 青森市障がい者差別解消調整委員会の役割について

#### 4 案 件

(1) 障がいを理由とする差別に関する相談事案について

(2) 障がいを理由とする差別解消のための周知・啓発等の取組について

#### 5 その他

#### 6 閉 会

## 組織会について

事務局から委員長及び副委員長の選出については、「青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」第 15 条第 1 項の規定に基づき、互選により定める旨の説明があり、委員長として田中委員、副委員長として天野委員が全会一致で選出された。

## 事務局説明について

### (1) 青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例の概要について

事務局から、資料 1 のとおり、「青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」の概要について説明があった。

### (2) 青森市障がい者差別解消調整委員会の役割について

事務局から、資料 2-1、資料 2-2 のとおり、青森市障がい者差別解消調整委員会の役割について説明があった。

## 案件について

### (1) 障がいを理由とする差別に関する相談事案について

事務局から、資料 3 のとおり、これまでの障がいを理由とする差別に関する相談事案について説明があった。

### (2) 障がいを理由とする差別解消のための周知・啓発の取組について

事務局から、資料 4-1、資料 4-2 のとおり、障がいを理由とする差別解消のためのこれまでの周知・啓発の取組について説明があった。

## その他

○委員 資料 4-2 「青森市手言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例」第 9 条の「人材育成」については、具体的には手話が対象ということなのか。「障がいの特性に応じた意思疎通支援者及びその指導者の養成」とあることから、知的障がいや発達障がいなど対しても人材育成を考えているのか。

○事務局 市では手話奉仕員及び手話通訳者の養成研修に加え、手話通訳者の指導をするかたの研修会を実施し、意思疎通支援者及び指導者の育成に努めている。

また、障がいに対する理解を深めていただくため、ろうあ者のかたや視覚障がい者のかたを講師として保育所等を訪問して、手話や盲導犬に触れ合う機会の

開催や、市職員研修においても直接、障がいのあるかたのお話を聞いていただき、障がいあるかたのとの接し方について理解をいただいているところである。

もう一つは、資料4-1の中でもご説明しましたが、障がいのあるかたへ配慮ある対応をするための「職員対応マニュアル」を市で作成し、市の職員向けではあるが、まずは業務で利用していただき、あらゆる障がいに対してどのように対応していくのか、各課から対応事例を回答していただきながら、同マニュアルに反映させ、今後の対応に生かしていくところから始めているところである。

○委員 平成29年度から障がいを理由とする差別の相談事案の件数が14件であり、昨年度は1件となっており非常に少ないと感じる。相談窓口の周知不足なのではないか。

○事務局 相談事案の件数については、明らかに障がいを理由とする差別の相談事案と事務局で判断した件数である。障がいを理由とする差別の相談窓口である障がい者支援課においては、虐待相談の窓口も開設しており、市HPや福祉ガイドブックなどにも掲載し周知に努めていることから、日々様々な相談が多数寄せられており、専門職の職員を配置して対応している。

○委員 障害者差別解消法の一部を改正する法律において、障がいのあるかたに対する事業者の合理的配慮については義務化されることとなったが、青森市の条例においてどのように対応していくのか。

○事務局 事業所の合理的配慮の義務化については、障害者差別解消法の一部を改正する法律において、公布日である令和3年6月4日から起算して3年を超えない範囲内において施行することとなっていることから、国の通知などを基に、市で民間事業所に対してどのように対応するのか検討し、条例に反映させていきたいと考えている。